消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する告示

（消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部改正）

第一条　消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等（平成十七年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の二第一項の規定による届出が行われた施設であって、同法第五十九条第一項の規定に基づく都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市にあっては、それぞれその長。以下同じ。）の立入調査を受け、次の第一から第九までに掲げる事項を満たし、当該満たしていることにつき都道府県知事から証明書の交付を受けているもの（当該都道府県知事から当該証明書を返還することを求められた場合の当該施設を除く。）において、乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）を保育する業務として行われる資産の譲渡等及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第四十九条の二第三号に規定する施設であって、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第三項の規定による認定を受けているもの又は同条第十一項の規定による公示がされているもの（同条第一項の条例で定める要件に適合していると認められるものを除く。）において、乳幼児を保育する業務として行われる資産の譲渡等	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の二第一項の規定による届出が行われた施設であって、同法第五十九条第一項の規定に基づく都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市にあっては、それぞれその長。以下同じ。）の立入調査を受け、次の第一から第九までに掲げる事項を満たし、当該満たしていることにつき都道府県知事から証明書の交付を受けているもの（当該都道府県知事から当該証明書を返還することを求められた場合の当該施設を除く。）において、乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）を保育する業務として行われる資産の譲渡等及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第四十九条の二第三号に規定する施設であって、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第三項の規定による認定を受けているもの又は同条第九項の規定による公示がされているもの（同条第一項の条例で定める要件に適合していると認められるものを除く。）において、乳幼児を保育する業務として行われる資産の譲渡等

（傍線部分は改正部分）

（児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第二条　児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十六年厚生労働省告示第百七十二号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
児童福祉法施行規則（以下「規則」という。）第六条の十一の二第一項に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。なお、規則第六条の十一第一項、第二項又は第三項の規定による筆記試験科目の免除を受けた場合は、当該免除を受けた科目については、次の各号に掲げる指定保育士養成施設において修得すべき教科目と規定された当該科目を修得したものとみなす。 一　（略） 二　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日から五年の間に限り、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者が、次に掲げる施設において三年（勤務時間の合計が四千三百二十時間以上の場合に限る。）以上従事し、指定保育士養成施設において規則第六条の十第二項の筆記試験科目（同項第二号の教育原理、同項第五号及び第八号に係る科目を除く。）に相当する教科目を修得すること。 イ　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第三項に規定する認定及び同条第十一項に規定する公示をされた認定こども園 ロ～ニ　（略） 三　（略）	児童福祉法施行規則（以下「規則」という。）第六条の十一の二第一項に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。なお、規則第六条の十一第一項、第二項又は第三項の規定による筆記試験科目の免除を受けた場合は、当該免除を受けた科目については、次の各号に掲げる指定保育士養成施設において修得すべき教科目と規定された当該科目を修得したものとみなす。 一　（略） 二　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日から五年の間に限り、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者が、次に掲げる施設において三年（勤務時間の合計が四千三百二十時間以上の場合に限る。）以上従事し、指定保育士養成施設において規則第六条の十第二項の筆記試験科目（同項第二号の教育原理、同項第五号及び第八号に係る科目を除く。）に相当する教科目を修得すること。 イ　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第三項に規定する認定及び同条第十一項に規定する公示をされた認定こども園 ロ～ニ　（略） 三　（略）

（厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則第六条において準用する児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第三条　厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則第六条において準用する児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第三百五十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（以下「規則」という。）第六条において準用する児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとす	厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（以下「規則」という。）第六条において準用する児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとす